

令和5年11月9日

尾張旭市長 柴 田 浩 殿

尾張旭市特別職報酬等審議会

会 長 伊 藤 雅 一



議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長及び
教育長の給料及び期末手当の額について（答申）

令和5年10月13日付け5人第103号で諮問のあったこのことについて、
公平、中立の立場において各委員が率直かつ慎重に審議を行った結果、別記の
とおり答申します。





別 記

1 議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額

(1) 議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額 (以下「月例給」という。)

次のとおり、月例給については、0.3%分引き上げることが適当である。

	現行の月例給	改定後の月例給	増加額	増加率
市 長	983,000円	986,000円	3,000円	0.3%
副市長	788,000円	790,000円	2,000円	
教育長	707,000円	709,000円	2,000円	
議 長	533,000円	535,000円	2,000円	
副議長	464,000円	465,000円	1,000円	
議 員	426,000円	427,000円	1,000円	

(2) 議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額 (以下「期末手当額」という。)

次のとおり、期末手当額については、支給月数を0.10月分引上げることが適当である。

	現行の支給月数	改定後の支給月数	増加月数
市 長	3.30月	3.40月	0.10月
副市長			
教育長			
議 長			
副議長			
議 員			

2 改定の時期

(1) 月例給

令和6年4月1日から適用し改定することが適当である。

(2) 期末手当額

令和5年12月1日から適用し改定することが適当である。

3 審議會の内容

本審議會は、市長から議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額について諮問を受け、各委員は、令和5年10月13日に審議會を開催し、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、忌憚のない意見交換により審議を行った。

審議は、以下の論点を中心に進められた。

(1) 人事院の給与等に関する勧告の状況

令和5年人事院給与勧告において、国家公務員の一般職の給料月額とは若年層の職員を重点に置き平均1.1%引上げ、期末勤勉手当の支給月数は期末手当及び勤勉手当それぞれ0.05月分引上げの勧告がなされた。また、国家公務員の指定職の給料月額は0.3%引上げ、期末勤勉手当の支給月数は期末手当及び勤勉手当それぞれ0.05月分引上げの勧告がなされた。

(2) 一般職の給与改定状況

本市の一般職の給料は、人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給料月額は若年層の職員を重点に置き平均1.1%引上げ、期末勤勉手当は4.40月分から4.50月分へ0.10月分引上げ、期末手当及び勤勉手当それぞれ0.05月分引上げ分を反映させる増額改定を行う方向で事務が進められている。

(3) 経済情勢

日本経済全体では、コロナ禍からの経済活動正常化の動きが続いているが、資源価格上昇や日米金利差拡大を受けた円安によって物価が上昇する一方で、賃上げが物価高に追いついていないことから、実質賃金は持続的に低下している。先行きについては、経済活動の正常化や賃上げの加速、緩和的な財政・金融政策などが下支え要因となり、物価高の下でも景気回復が継続していくことが期待されるが、引き続き資源価格や海外の経済・物価動向などが与える影響に注視する必要があるとされている。

(4) 財政状況

本市の財政指標は、県内各市と比較するとやや下位となるものの、全国的な比較では上位に位置する。

(5) 特別職の職責

市長、副市長及び教育長は、健全な市政運営に向けて、総合計画の進行政管理や事務事業評価などの取組を進めている。

また、議会の議員についても、開かれた議会を目指すため意見交換会や議会報告会を実施するなど、議会の活性化及び改革に積極的に取り組んでいる。

(6) 特別職の月例給の水準

支給額を比較すると、本市の特別職の月例給は、平均並みかやや低い水準にある。

本審議会としては、上記の論点を中心に議論が展開されたが、令和5年人事院給与勧告では、指定職の月例給が0.3%引上げ、期末勤勉手当が0.10月分の引上げが勧告されたことなどを念頭に置き審議を進めた。

その中で、地域経済は、資源価格の上昇や日米金利差拡大を受けた円安による物価高騰等の影響により依然として厳しい現状にあるが、人事院給与勧告の内容を踏まえ、本市の特性や財政状況などを総合的に検討した結果、月例給は0.3%引上げとし、期末手当額は0.10月分引上げとすることが適当であるとの結論に至った。

